

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

（契約に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の契約に移行したものとします。

第一種定期 3G サービス契約	一般 3G サービス契約
第二種定期 3G サービス契約	
第三種定期 3G サービス契約	
第四種定期 3G サービス契約	
第一種ボーダフォンサービス契約	第一種ソフトバンクサービス契約
第二種ボーダフォンサービス契約	第二種ソフトバンクサービス契約
第三種ボーダフォンサービス契約	第三種ソフトバンクサービス契約
第四種ボーダフォンサービス契約	第四種ソフトバンクサービス契約
第五種ボーダフォンサービス契約	第五種ソフトバンクサービス契約
第六種ボーダフォンサービス契約	第六種ソフトバンクサービス契約
第七種ボーダフォンサービス契約	第七種ソフトバンクサービス契約
第八種ボーダフォンサービス契約	第八種ソフトバンクサービス契約
第九種ボーダフォンサービス契約	第九種ソフトバンクサービス契約

- 3 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の割引を選択しているものとして取扱います。

第一種定期 A3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する年間割引
第一種定期 B3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する年間割引（データバリュースタック用）
第二種定期 A3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する二年割引
第二種定期 B3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する二年割引②
第二種定期 C 3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する二年割引（データバリュースタック用）
第三種定期 3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する三年割引
第四種定期 3G サービス契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料）1（適用）に規定する四年割引

- 4 前 2 項の規定によるほか、改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の付加機能の利用の請求があったものとして取扱います。

一般総合サービス契約	料金表第1表第3(付加機能使用料)2(料金額)に規定する国際通信接続機能
第一種定期総合サービス契約	
第二種定期総合サービス契約	
第三種定期総合サービス契約	
第四種定期総合サービス契約	料金表第1表第3(付加機能使用料)2(料金額)に規定する国際アウトローミング機能
一般国際サービス契約	
第一種定期国際サービス契約	
第二種定期国際サービス契約	
第三種定期国際サービス契約	料金表第1表第3(付加機能使用料)2(料金額)に規定する国際通信接続機能及び国際アウトローミング機能
第四種定期国際サービス契約	
一般総合国際サービス契約	
第一種定期総合国際サービス契約	
第二種定期総合国際サービス契約	
第三種定期総合国際サービス契約	
第四種定期総合国際サービス契約	

(料金種別に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の料金種別は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の料金種別に移行したものとします。

第8種	第1種
第1種	第2種
第2種	第3種
第3種	第4種
第4種	第5種
第6種	第6種
第5種	第7種
第9種	第8種
第10種	第1種 DP
第11種	第2種 DP
第13種	第3種 DP
第12種	第1種 MO

(基本使用料の適用に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の基本使用料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の基本使用料の適用に移行したものとします。

複数契約割引の適用	複数回線群Aに係る月極割引の適用
回線群に係る基本使用料割引の適用	回線群グループ①に係る基本使用料割引の適用
複数回線群に係る基本使用料割引の適用	回線群グループ②に係る基本使用料割引の適用

(付加機能に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

第二種ボードフォンライブ機能	S! 機能
特定 URL 付電子メール配信拒否機能	URL 付電子メール配信拒否機能
第一種ボードフォンライブ機能	特定 S 機能

(通信料の適用に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の通信料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の通信料の適用に移行したものとします。

指定先電気通信番号への定額通信料の適用	指定先契約者識別番号への定額通信料の適用
回線群に係る月間累計額に応じた通信料の月極割引の適用	複数回線群 D に係る通信料の月極割引の適用
複数回線群に係る月間累計額に応じた通信料の月極割引の適用	回線群グループ③に係る通信料の月極割引の適用

(専用回線等接続サービス契約に関する経過措置)

- 9 この改正規定の際現に、改正前の規定により専用回線等接続サービス契約を締結している者に限り、次に規定する提供条件により専用回線等接続サービス契約を提供します。この場合において、この附則に別段の定めがある場合を除き、料金その他の提供条件は、なお従前のおりとしします。

(直収専用プラン（メール）の料金に関する経過措置)

- 10 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により料金種別が専用第 1 種のものを選択している専用回線等接続サービス契約者に提供する専用回線等接続サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

基本使用料は、次表のとおりとします。

1 ポートごとに

料金額（月額）
4,000 円（4,200 円）

(2) 通信料

通信料は、次表のとおりとします。

区 分	料金額（1 通信ごとに次の料金額）
通 信 料	1 円（1.05 円）

(直収専用プラン（テレマティックス）の料金に関する経過措置)

- 11 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により料金種別が専用第 2 種のものを選択している専用回線等接続サービス契約者に提供する専用回線等接続サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

基本使用料は、次表のとおりとします。

1 ポートごとに

料金額（月額）
4,000 円（4,200 円）

（専用回線等接続サービス契約に係る利用年数割引の適用に関する経過措置）

12 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により利用年数割引の適用を受けている専用回線等接続サービス契約に係るその利用年数割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用回線等接続サービス契約者が選択する料金種別に係る基本使用料について、専用回線等接続サービス契約の利用年数に応じて、次表に規定する額の割引を行います。

1 ポートごとに

利用年数	割引額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料（税抜価格とします。）に0.05を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料（税抜価格とします。）に0.07を乗じて得た額
3年を超え5年以内までの場合	基本使用料（税抜価格とします。）に0.10を乗じて得た額
5年を超える場合	基本使用料（税抜価格とします。）に0.15を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

（接続装置使用料に関する経過措置）

13 この改正規定実施の際現に、改正前の規定による専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料は次表のとおりとします。

区分			単位	料金額	
接続装置	標準のもの	通信用のもの	64Kb/s 用 又は 128Kb/s 用のもの	1 ポートごとに	4,000 円 (4,200 円)
			256Kb/s 用、512Kb/s 用、1Mb/s 用 又は 1.5Mb/s 用のもの	1 ポートごとに	80,000 円 (84,000 円)
			3Mb/s 用のもの	1 ポートごとに	170,000 円 (178,500 円)
			4.5Mb/s 用のもの	1 ポートごとに	200,000 円 (210,000 円)
			6Mb/s 用のもの	1 ポートごとに	230,000 円 (241,500 円)
	特殊なもの				別に算定する実費

（料金等の支払いに関する経過措置）

14 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった 3G 通信サービス等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(改正前の規定等による効力等)

- 15 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されることとなる 3G 通信サービス等の提供条件については、改正規定実施後においても、この附則の規定により 3G 通信サービス等を提供するものとします。

附 則 (平成 18 年 10 月 4 日 渉外第 06-0106 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 5 日以降当社が別に定める日から実施します。
ただし、協定事業者に係る規定については、平成 18 年 10 月 6 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 10 月 11 日 渉外第 06-0111 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 12 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 10 月 13 日 渉外第 06-0113 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 14 日以降当社が別に定める日から実施します。

(3G ハイスピードに関する経過措置)

- 2 当社は、当社が別に定める地域における 3G ハイスピードに係る契約者回線への通信の伝送速度について、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間においては、第 48 条第 2 項の規定に関わらず 1.8Mb/s 以下とします。

(パケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

- 3 料金表第 1 表第 3 (通信料) 1 (適用) (24) 欄に規定するパケット通信モード及びメッセージ通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日から平成 19 年 1 月 31 日までの間においては、同欄アの(3)に規定する定額通信料に変えて、次表の定額通信料を適用します。

定額通信料 (月額)	通信に関する料金の月間累計額
1,000 円 (1,050 円) (最小定額通信料)	1,000 円 (1,050 円) 未満
通信に関する料金の月間累計額と同額	1,000 円 (1,050 円) 以上 5,700 円 (5,985 円) 未満
5,700 円 (5,985 円) (最大定額通信料)	5,700 円 (5,985 円) 以上

附 則 (平成 18 年 10 月 20 日 渉外 第 06-0117 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 24 日より実施します。

(特定 S!機能の提供に関する経過措置)

- 2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により特定 S!機能の提供を受けている場合の

料金その他の提供条件は、次の規定によります

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

	区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
特 定 S ! 機 能	(1) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。	1 契約者回線 ごとに	300 円 (315 円)
	(2) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。		
	(3) メッセージデータ変換機能 メッセージデータを電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。		
	(4) 国際メッセージデータ変換機能 メッセージデータを国際メッセージデータとして国際メッセージデータ装置に蓄積することにより、国際メッセージデータとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。		
	(6) 指定先情報接続機能 端末設備のボタン操作等により指定した電気通信設備（当社の電気通信設備又は協定事業者に係る電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。）に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字等をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けることができるようにする機能及びソフトバンクテレコム株式会社が提供する電気通信サービス（当社がソフトバンクテレコム株式会社との相互接続協定に基づき別に定めるものに限り、）を利用することができるようにする機能をいいます。		
追 加 機 能	(1) 特定電子メール配信拒否機能 インターネット又は契約者回線（ソフトバンク通信サービスの契約者回線を含みます。）から送出された特定電子メール（メッセージ通信モードによるもの又はソフトバンク通信サービスに係る文字メッセージ機能の利用によるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線 ごとに	無料
	(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 インターネットから送出された電子メールのうち、なりすまし電子メール（当社が別に定めるものを除き		

	ます。)について蓄積を行わないようにする機能をいいます。		
	(3) URL 付電子メール配信拒否機能 インターネットから送出された電子メールのうち、URL を含む電子メールの全部又は一部について蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	無料
	(4) 指定受信拒否機能 当社が別に定める方法により、指定したメッセージデータの蓄積又は指定した電子メールのメッセージデータへの変換を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	無料

- (2) パケット通信モードによる通信のうち、国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限ります。）に係るものの通信料は、次表のとおりとします。

区 分	料 金 額	
	30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超え 200Kbyte 以下のもの
送信料	100 円	200 円

- (3) 一定時間内（料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)(4)欄に規定する終日を 3 時間ごとに区分した時間内をいいます。）に送信できるメッセージデータの数は、次表のとおりとします。

1 契約者回線ごと

メ ッ セ ー ジ デ ー タ の 種 類	制限数
特定 S!機能を利用して送信されたメッセージデータ及びメッセージデータ変換機能を利用して送信されたメッセージデータ	119

- (4) 特定 S!機能の提供を受けている契約者は、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する S!機能を選択することができません。

- (5) (1)～(4)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 18 年 10 月 25 日 渉外第 06-0125 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 26 日から実施します。

（利用期間に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、平成 18 年 10 月 24 日から平成 19 年 1 月 15 日までの間に 3G サービス契約を締結し、タイプ II 又はタイプ III に係る料金種別及び年間割引①から③、自分割引①から③又は一年割引を選択した 3G サービス契約者のうち、当該 3G サービス契約を締結する前に、当社以外の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスを受けるための契約を締結していた者について、当社は、その電気通信事業者が提供する携帯電話サービスに係る利用期間を当社における利用期間とみなして取り扱うものとします。

この場合において、3G サービス契約者は、当社がその事実を確認するためのもの（別に定めるものに限ります。）を提出していただきます。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置）

- 3 料金表第 1 表第 3（通信料）1-1（適用）に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日から平成 19 年 1 月 31 日までの間においては、同欄ア（ウ）③に規定する定額通信料に代えて、次表の定額通信料を適用します。

定額通信料（月額）	通信に関する料金の月間累計額
1,000 円（1,050 円）（最小定額通信料）	1,000 円（1,050 円）未満
通信に関する料金の月間累計額と同額	1,000 円（1,050 円）以上 5,700 円（5,985 円）未満
5,700 円（5,985 円）（最大定額通信料）	5,700 円（5,985 円）以上

- 4 この改正規定実施の際現に、特定 S！機能を選択している契約者が、料金表第 1 表第 3（通信料）1-1（適用）、1-3（タイプⅡに係るもの）又は 1-4（タイプⅢに係るもの）に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を受ける場合の料金その他の提供条件は、この附則に規定する場合のほか、料金表第 1 表第 3（通信料）にこれに相当する規定があるときは、当該規定によります。

（請求書の発行に関する経過措置）

- 5 この改正規定実施の際現に、当社と契約を締結している契約者は、別記 20 に規定する請求書の発行の請求があったものとみなして取り扱います。

この場合において、契約者は、この改定規制実施の日から当社が別に定める日までの間においては、料金表第 4 表第 4（請求書の送付手数料）に規定する請求書発行手数料の支払いを要しません。

附 則（平成 18 年 10 月 30 日 渉外第 06-0132 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 10 月 30 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能に係るものは平成 18 年 10 月 31 日より、IP 電話事業者に係るものは、平成 18 年 11 月 1 日より実施します。

附 則（平成 18 年 11 月 1 日 渉外第 06-0135 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

附 則（平成 18 年 11 月 14 日 渉外第 06-0138 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 14 日から実施します。

ただし、国際アウトローミング機能及び国際通信接続機能に係る規定については、平成 18 年 11 月 16 日から実施します。

（障がい者割引に係る基本使用料の適用及び指定先契約者識別番号への定額通信料の適用に関する経過措置）

2 平成 18 年 10 月 26 日から実施日までの間に、3G サービス契約者が料金表第 1 表第 1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄に規定する障がい者割引に係る基本使用料の適用及び料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用) 1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄に規定する指定先契約者識別番号への定額通信料の適用を併せて選択した場合における取扱いは、改正前の規定に関わらず、改正後の規定に準じて取り扱います。

附 則（平成 18 年 11 月 20 日 渉外第 06-0142 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 11 月 20 日から実施します。

ただし、平成 18 年 10 月 26 日から実施日までの間については、改正前の規定にかかわらず、改正後の規定に準じて取り扱います。

附 則（平成 18 年 12 月 14 日 渉外第 06-0151 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 12 月 14 日から実施します。

附 則（平成 18 年 12 月 21 日 渉外第 06-0154 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

（利用期間に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社は、平成 18 年 12 月 21 日から平成 19 年 1 月 15 日までの間に、新たに 3G サービス契約を締結すると同時に、基本使用料について、料金種別の第 9 種 I 及びゴールドプラン継続割引の適用を選択した 3G サービス契約者のうち、当該 3G サービス契約を締結する前に、当社以外の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスを受けるための契約を締結していた者について、その電気通信事業者が提供する携帯電話サービスに係る利用期間を取扱所交換設備に登録します。

この場合において、3G サービス契約者は、当社がその事実を確認するためのもの（別に定めるものに限りません。）を提出していただきます。

（ゴールドプラン継続割引に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、当社は、平成 18 年 12 月 21 日から平成 19 年 1 月 15 日までの間に、ゴールドプラン継続割引を選択した 3G サービス契約者について、ゴールドプラン継続割引の適用を廃止するまでの間、更新数が 10 を超える場合の割引額を適用します。

附 則（平成 18 年 12 月 27 日 渉外第 06-0162 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 28 日から実施します。

（国際メッセージ通信に係る料金額に関する経過措置）

2 当社は、平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間において、契約者回線から大韓民国の海外事業者等の電気通信設備へ行った国際メッセージ通信又は国際メッセージデータ変

換機能の利用による通信に係る料金については、この約款の規定にかかわらず次のとおりとします。

(1) 国際メッセージ通信に係るもの

区 分	料金額（1通信ごとに次の料金額）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・ 祝日	深夜・早朝
送信料	50 円			

(2) SI機能に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限り。）に係るもの

区 分	料金額				
	1.5Kbyte 以下の もの	1.5Kbyteを 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を超え 30Kbyte 以下の もの	30Kbyte を超え 100Kbyte 以下の もの	100Kbyte を超え 300Kbyte 以下の もの
送信料	53 円	58 円	85 円	200 円	300 円

(3) 渉外第 06-0117 号（平成 18 年 10 月 20 日）の附則第 2 項に規定する特定 SI機能に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限り。）に係るもの

区 分	料金額	
	30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超え 200Kbyte 以下のもの
送信料	50 円	100 円

附 則（平成 18 年 12 月 28 日 渉外第 06-0164 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 1 月 10 日 渉外第 06-0167 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 1 月 11 日から実施します。

附 則（平成 19 年 1 月 11 日 渉外第 06-0168 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 1 月 16 日から実施します。

附 則（平成 19 年 1 月 22 日 渉外第 06-0174 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 1 月 24 日から実施します。

附 則（平成 19 年 1 月 31 日 渉外第 06-0184 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

（国際アウトローミング機能を利用して行った通信に係る料金に関する経過措置）

2 当社は、平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までの間に、フィリピン共和国において国際アウトローミング機能を利用した場合の料金については、この約款の規定にかかわらず、

次のとおりとします。

- (1) 国際アウトローミング機能の利用による相互接続通信（通話モードによる通信に限ります。）に係るもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）
通信料	80 円

- (2) 国際アウトローミング機能の利用により行った通信に係るもの

ア 通話モードによる通信に係るもの

- (ア) 確認信号を送出した海外事業者と同一の国において電気通信事業を営む者（当該海外事業者を含みます。）に係る電気通信設備（移動無線装置にあつては、3Gチップを装着したものを除きます。）へ行った通信に係るもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）
通信料	50 円

- (イ) 契約者回線又は電気通信事業者に係る電気通信設備へ行った通信に係るもの

区 分	料金額（1分までごとに次の料金額）
通信料	150 円

イ パケット通信モードによる通信に係るもの

- (ア) S!機能を利用して行った通信に係るもの（PC サイトダイレクトに係る通信を除きます。）

区 分	料金額（1Kbyte までごとに次の料金額）
通信料	5 円

附 則（平成 19 年 2 月 1 日 渉外第 06-0187 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 2 月 2 日 渉外第 06-0189 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 2 月 2 日から実施します。

附 則（平成 19 年 2 月 6 日 渉外第 06-0192 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。

附 則（平成 19 年 2 月 21 日 渉外第 06-0202 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 23 日から実施します。

（位置情報蓄積機能に係る付加機能使用料に関する経過措置）

- 2 料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）2（料金額）14 欄に規定する位置情報蓄積機能の提供を受けている契約者は、平成 19 年 2 月 23 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間においては、位置情報蓄積機能に係る付加機能使用料のうち月額で定める料金については、この約款の規定にかかわらず支払いを要しません。